

杉並区鉄道駅エレベーター等整備 事業補助金交付要綱

平成 14 年 9 月 10 日
杉都交発第 1 3 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域における福祉のまちづくりの推進を図るために、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 3 条の規定に基づき国土交通大臣の免許を受けて鉄道事業を経営する者（以下「鉄道事業者」という。）が、区内の鉄道駅に、エレベーター等の垂直移動装置を整備する際に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、区内の鉄道駅において行う次に掲げる事業とする。

- (1) 車いす対応エレベーター（単独で車いすの乗り降りが可能なものに限る。）の設置
- (2) 車いす対応エレベーターの設置が困難であって、区長が必要と認めた場合には、車いす乗用ステップ付きエスカレーター（電動車いすでの利用が可能なものに限る。）の設置

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める補助対象事業に要する経費とし、その額は、以下により算出した額とする。

- (1) 既設の鉄道駅における垂直移動装置の設置に関する事業のうち、設計費、機械本体購入費、据付け工事費及びその関連附帯工事費（機械本体の設置に直接必要な工事費）とする。ただし、鉄道事業者が、交通エコロジー・モビリティ財団が実施する交通バリアフリー施設整備助成事業による助成を受ける場合には、当該財団からの助成金の額は控除する。
- (2) 前号の経費（ただし書を除く。）において、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分については、補助対象としない。
- (3) 補助対象経費の額は、前 2 号により算出した額から補助対象事業にかかる鉄道事業者が負担する額（前 2 号により算出した額の 3 分の 1 以上とする。以下「鉄道事業者負担額」という。）を控除した額とする。
- (4) 鉄道事業者が、関東運輸局若しくは運輸施設整備事業団の実施する交通施設バリアフリー化設備整備費補助金（以下この号では「バリアフリー化補助金」という。）

の交付を受ける場合の補助対象経費の額は、前号により算出した額から、バリアフリー化補助金の額を控除した額とする。

- (5) 補助対象経費の額は、1 鉄道駅につき 70,000 千円を限度とする。ただし、1 鉄道駅に 3 基以上整備する場合は、100,000 千円を限度とする。

(補助金の交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額とし、かつ、予算の範囲内で区長が決定した額とする。

(事前協議)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする鉄道事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる関係書類を添付した鉄道駅エレベーター等整備事業事前協議書（第 1 号様式）を区長に提出し、事前協議をしなければならない。

- (1) 概略設計図面
- (2) 事業費概算見積書
- (3) その他区長が必要と認めるもの

2 前項の事前協議は、原則として、補助対象事業の施行を予定する年度の前年度の 7 月末日までに行うものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 事前協議を経た申請者は、区長に、次に掲げる書類を添付した鉄道駅エレベーター等整備事業補助金交付申請書（第 2 号様式）を提出しなければならない。

- (1) 事業見積書の写し
- (2) 事業関係図書一式
- (3) エレベーター等施設仕様書
- (4) その他区長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知)

第 7 条 区長は、前条による申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、申請者に、鉄道駅エレベーター等整備事業補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、条件を付して通知するものとする。

第 8 条 区長は、補助金の交付決定をした後、天災地変その他事情変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助対象事業の変更の承認)

第 9 条 補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容の変更をしようとするとき。(補助対象事業の内容に実質的な影響のない軽微なものを除く。)

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(状況報告)

第10条 区長は、補助対象事業の円滑な遂行を図るため、その遂行状況に関し、補助事業者に対し、報告を求めることができる。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその理由を区長に書面で報告し、その指示を受けなければならない。

(補助対象事業の遂行命令等)

第12条 区長は、前2条による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、書面により補助事業者に、これに従って補助対象事業を遂行するよう命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、書面により補助事業者に、当該補助対象事業の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、区長に鉄道駅エレベーター等整備事業補助金に係る事業実績報告書(第4号様式)を、速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、鉄道駅エレベーター等整備事業補助金額確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 区長は、前条による審査又は調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、書面により補助事業者に、これに適合させるための処置をとるよう命ずるものとする。

2 区長は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、その結果を実績報告書(第4号様式)により報告させなければならない。

(補助金の交付請求)

第16条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、区長に鉄道駅エレベーター等整備事業補助金交付請求書(第6号様式)を提出しなければならない。

2 区長は、前項の交付請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この事業を中止し、廃止し、又は内容を変更したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、又は区長の指示その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 区長は、第8条(ただし書を除く。)及び前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 区長は、第17条の規定により補助金の全部又は一部を取消し、その返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(書類の保管)

第20条 補助事業者は、補助金及び補助対象事業に係る書類を、当該補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

(補助事業である旨の表示)

第21条 補助事業者は、当該補助対象事業完了後、補助対象事業である旨の表示を見やすい場所に掲示しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。